

鼓童「法人会」のご案内



鼓童法人会は、鼓童グループの活動に共感いただける法人や団体の皆様と鼓童をつなぎ、その活動を幅広くご支援いただく会です。

ご入会いただきますと、個人会員と同様、鼓童の最新情報をお届けするほか、公演の先行予約やご招待などの特典をご提供いたします。

ぜひご入会をご検討いただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(1) 法人会員の種別および年会費

法人会員の種別は以下の2種類で、入会金は無料、年会費は以下のとおりです。

法人支援会 1口：50,000円

法人特別支援会 1口：100,000円

※複数口のご入会を希望される場合は、事前にご相談ください。

(2) ご入会手続きについて

年会費のご入金をもって入会となります。

銀行振込、郵便払込、現金、インターネット（鼓童チケット予約サイト）のいずれかご都合のよい方法をご利用ください。

特典のご利用に必要な「会員ID」を発行し、領収書をお送りするとともにお知らせいたします。

※請求書の発行が必要な場合は、ご連絡いただけますようお願いいたします。

(3) 会員期限

法人会員の会員期限は以下のとおりです。（個人会員の支援会、特別支援会も同様）

- 入会した初年度：入会日にかかわらず当該事業年度の末日（12月31日）まで
- 入会した翌年度以降：鼓童の一事業年度（1月から12月）まで（会員期限が終了する前にご継続いただくことが前提です）

(4) 法人会員の特典

以下の特典をご提供いたします。

1. 機関誌「季刊鼓童」（2月、5月、8月、11月発行）、鼓童文化財団の年次報告書（毎年5月発行）およびパンフレットの提供。
2. 鼓童独自の企画（ワークショップなど）への優先参加。
3. 鼓童が指定する公演のチケットの先行予約。
4. 鼓童または提携グループの作品プレゼント。
（現在は、佐渡産の柿と鼓童オリジナルカレンダー）
5. 「年次報告書」への名義掲載。（ご希望により）
6. 鼓童文化財団の活動報告会、懇談会、講演会等への参加。
7. 指定した鼓童公演へのご招待。
 - 法人支援会 年間1枚
 - 法人特別支援会 年間2枚

[お問い合わせ先]

〒952-0611 新潟県佐渡市小木金田新田148-1 鼓童村内
公益財団法人 鼓童文化財団

Tel. 0259-81-4100 / Fax: 0259-86-3631

Email: zaidan@kodo.or.jp



税制上の優遇措置について

[法人様用]



鼓童文化財団は新潟県認定の公益法人です。

鼓童グループへのご寄付（会費・寄付）は、「公益財団法人への寄付」として、所得税、法人税、相続税、一部の自治体の住民税について、税制上の優遇措置を受けることができます。

鼓童文化財団は、公益法人認定法2条4号ならびに所得税法施行令(第217条第1項第3号)、および法人税法施行令(第77条第1項第3号)に定める「特定公益増進法人(公共法人、公益法人等のうち公益の増進に寄与すると認められる法人)」として免税団体に認定されております。

したがって、鼓童文化財団への寄付金には租税法特別措置法施行令第40条の3ならびに所得税法78条、および法人税法第37条の定めにより、税法上の優遇措置が適用され、寄付金の合計額と寄付金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。なお、損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。

鼓童文化財団が発行する鼓童法人会会費の領収証に、当財団が「特定公益増進法人であることの証明」の写しを添えて、確定申告を行なっていただく必要がございます。

損金算入限度額の計算方法

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

(1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

(2) 特別損金算入限度額

$(\text{期末の資本金等の額}(\ast 1) \times \text{当期の月数}/12 \times 0.375\% + \text{当期の所得金額}(\ast 2) \times 6.25\%) \times 1/2$

[計算例] 資本金等の額1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合
 $[1,000\text{万円} \times 12/12 \times 0.375\% + 1,500\text{万円} \times 6.25\%] \times 1/2 = 487,500\text{円}$

(※1) 資本金等の額=資本金額+資本積立金額

(※2) 所得金額:寄付金を支出する前の金額で、かつ、源泉所得税の損金不算入や繰越欠損金の損金算入などの規定を適用せず計算した金額

特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、以下の「一般の寄附金の損金算入限度額」に含めます。

(3) 一般の寄附金の損金算入限度額

$(\text{期末の資本金等の額}(\ast 1) \times \text{当期の月数}/12 \times 0.25\% + \text{当期の所得金額}(\ast 2) \times 2.5\%) \times 1/4$

[お問い合わせ先]

〒952-0611 新潟県佐渡市小木金田新田148-1 鼓童村内

公益財団法人 鼓童文化財団

Tel. 0259-81-4100 / Fax: 0259-86-3631

Email: zaidan@kodo.or.jp

個人でご寄付をいただいた場合の「税制上の優遇措置」につきましては
鼓童ウェブサイトでご確認ください。

<https://www.kodo.or.jp/tax>

